国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正 する件

○国税庁告示第9号

国税通則法施行規則第15条第1項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件(平成28年国税庁告示第7号)の一部を次のように改正し、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第53号)附則第3号に掲げる規定の施行の日から適用する

令和6年3月30日

国税庁長官 住澤 整

次の表により、改正後欄の傍線を付した部分を追加する。

改 正 後	改 正 前
[1~56 略]	[同左]
56の2 国税徴収法第133条第6項(租税条約等	[号を加える。]
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法	
の特例等に関する法律第11条第4項において準	
用する場合を含む。)の規定により提出する届出	
<u>書</u>	
56 の 3 国税徴収法第 133 条第 7 項(租税条約等	[号を加える。]
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法	
の特例等に関する法律第11条第4項において準	
用する場合を含む。)の規定により提出する届出	
<u>畫</u>	
[57~81 略]	[同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	